

学校で予防すべき感染症による出席停止の対応について

石川義塾中学校
学校法人石川高等学校

学校保健安全法施行規則第18条に定める、学校で予防すべき感染症(以下、学校感染症:下表参照)にかかった場合、又はかかった疑いがある場合には、学校保健安全法第19条に基づき、学校での感染拡大を防ぐため「出席停止」の取扱いとします。お子さまが医師により学校感染症と診断された場合には、速やかに学校へ連絡するとともに、医師の指示に従い家庭で十分に療養してください。

また、学級内もしくは学校内で、学校感染症にかかった生徒が急増傾向にある時は、学校医と相談の上、学級閉鎖等の措置をとる場合があります。その間は感染症にかかっていなくても外出や生徒同士の接触(部活動含む)を控え、家庭での健康観察をお願いいたします。

【出席停止の基準 ※第一種は省略】

第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	発疹を伴う発熱が解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)が消退後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

※その他の感染症とは、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、学校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものです。

〔 例 感染性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症
伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎 等 〕

○学校感染症と診断された場合

感染症の種類により、出席停止期間の基準が異なります。病状により医師において感染のおそれがないと認められるまでは、家庭で十分に療養してください。**登校の際は、保護者(寮生の場合には寮の舎監代筆)による学校感染症治癒証明書(出席停止証明書)*1を担任へ提出してください。その際、出席停止となる疾病で医療機関を受診したことがわかる書類のコピー*2を、治癒証明書の裏面に貼付してください。**

*1 治癒証明書は本校所定の書式になります。学校からの配付以外に、本校HP(TOP ページ最下部にあるバーナー「在校生・保護者の方へ」)からのダウンロード(両面印刷して使用)も可能です。

*2 「薬局が発行する薬の説明書」に、処方年月日が入っている場合は「薬の説明書」のみ貼付。処方年月日がない場合は、①「薬の説明書」に加え、②年月日の入った書類(「薬局が発行する調剤明細書」や「医療機関が発行する診療明細書」等)も併せて貼付してください。

* その他、ご不明な点がございましたら、担任までご相談ください。 学校(代表) 0247-26-5151